

## 「秋田県健康づくり審議会がん登録部会」の設置について

### 1 設置目的

がん登録等の推進に関する法律及び同法施行令に掲げる事項を調査審議させるため、秋田県健康づくり審議会に「がん登録部会」を設置する。

### 2 部会の構成

- (1) 名称 秋田県健康づくり審議会成人保健分科会がん登録部会
- (2) 構成 委員 7 名  
           がんに関する学識経験者 6 名（医師）  
           個人情報の保護に関する学識経験者 1 名（弁護士）
- (3) 開催回数 年 2 回
- (4) 主な調査審議事項

条 項		主な規定内容
法 律	18条2項	・ 県が都道府県がん情報を自ら利用する場合 ・ 県からがん対策に係る調査研究委託を受けた者に都道府県がん情報を提供する場合
	19条2項	・ 市町村に当該市町村に係る都道府県がん情報を提供する場合 ・ 市町村からがん対策に係る調査研究委託を受けた者に当該市町村に係る都道府県がん情報を提供する場合
	21条10項	・ がんに係る調査研究を行う者に都道府県がん情報を提供する場合
	22条2項	・ 都道府県がん情報と「地域がん登録データ」等を一体的に記録・保存する「都道府県がんデータベース」を整備する場合
	22条4項	・ 「都道府県がんデータベース」に保存する都道府県がん情報を匿名化する場合
政 令	6条3項	・ 届出対象情報以外に「都道府県がんデータベース」に記録すべき有用な情報を保有する者を指定する場合
	附則3条	・ 法に規定された情報の提供を受け、審査・整理を行い、国に提出するなど、知事の権限及び事務を委任する者を指定する場合

(注) 表中の「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、罹患者又は届出病院等の住所等が当該都道府県である情報。